

最終更新日：2006年5月31日

株式会社栄電子

代表取締役社長 芝 公男

問合せ先：03(3836)6821

証券コード：7567

<http://www.sakae-denshi.com>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業業績の維持向上と企業価値の増大等により、株主、顧客をはじめ広く関係者の負託に応えるべく経営の意思決定と執行における透明性、公正性の確保、コンプライアンスの徹底に向けた監視、監督機能の強化等を図るため、株主重視の公正な経営システムの構築と適切な運営に努めております。

2. 資本構成

外国人株式所有比率

10%未満

【大株主の状況】

氏名または名称	所有株式数(株)	割合(%)
染谷 英雄	1,216,000	24.0
染谷 美穂子	385,710	7.7
(有)酒東商事	369,840	7.3
染谷 政一	300,000	5.9
染谷 崇	300,000	5.9
栄電子社員持株会	151,135	3.0
富士倉庫運輸	120,000	2.4
竹田 和平	100,000	2.0
久保田 元	77,100	1.5
扇谷 克	69,520	1.4

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	ジャスダック
決算期	3月
業種	卸売業
(連結)従業員数	100人未満
(連結)売上高	100億円未満

親会社	なし
連結子会社数	10社未満

4. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

取締役会の議長	社長
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任していない

現状の体制を採用している理由

社外監査役による監査・監督を実施しており、経営の監視機能は十分に機能する体制が整っているため、社外取締役は選任しておりません。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
監査役の人数	3名

監査役と会計監査人の連携状況

常勤監査役は、適時、会計監査人と連携して監査を実施し、内部統制の充実に努めております。

監査役と内部監査部門の連携状況

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
丹呉 常夫	他の会社出身者									

1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である

f	当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
g	当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
h	本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
i	その他

会社との関係(2)

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由
丹呉 常夫		専門知識を活かし、公正中立な立場から取締役の監視とともに提言・助言をいただけるため。

その他社外監査役の主な活動に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

役員報酬について、業績連動型報酬制度やストックオプション制度の導入等はしていませんが、役員賞与については業績を勘案して実施しております。

【取締役報酬関係】

開示手段

有価証券報告書、決算短信、その他

開示状況

全取締役の総額を開示

該当項目に関する補足説明

当連結会計年度における当社の取締役および監査役に対する役員報酬の総額は132百万円であり、その内訳は以下のとおりであります。

取締役に支払った報酬 107百万円

監査役に支払った報酬 25百万円

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会議案の議事録や関係資料などを提出しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項

1. 業務執行・監査の状況

当社は監査役制度を採用し、会社の機関として商法に規定する取締役会及び監査役会を設けており、重要な業務執行の監査を行っております。

取締役会は取締役5名で構成され、経営方針、経営戦略の決定機関ならびに業務執行監督機関として経営責任を負っております。また、取締役会は月1回の定例の取締役会のほか必要に応じて臨時で取締役会を開催しております。

監査役会は監査役3名で構成され、監査役会の定めた監査の方針、業務の分担に従い、取締役会への出席や業務、財産の状況等を通じ取締役の職務遂行の監査を行っております。監査役会は月1回開催することにしております。また、会計監査人と必要に応じて会合をもち、情報の交換を行っております。

2. 会計監査の状況

会計監査は新日本監査法人を選任しており、会計監査の実施とともに会計制度の変更などにも速やかに対応する環境を整えております。

当会計年度において、業務執行した公認会計士の氏名は以下の通りであります。

指定社員 業務執行社員 松本正一郎 新日本監査法人

指定社員 業務執行社員 井上 秀之 新日本監査法人

継続監査日数は、すでに自主的に業務執行社員について、当社の会計監査に一定期間を超えて関与することの無いよう措置をとっております。

3. 監査報酬の内容

当会計年度における監査法人に対する監査報酬は、監査契約に基づく監査証明に係る報酬8.2百万円であります。

4. 会社のコーポレートガバナンスの充実に向けた取り組みの最近1年間における実施状況

当連結会計年度に開催した重要な会議は以下の通りであります。

取締役会 18回

監査役会 14回

III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
電磁的方法による議決権の行使	第39期株主総会付議事項として、定款変更を行う予定。

2. IR に関する活動状況

	代表者自身による説明の有無	補足説明
IR資料のホームページ掲載	なし	適時情報開示を行っております。
IRに関する部署(担当者)の設置		総務部総務課

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	平成18年度中にISO14001認証取得を予定。

IV 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制(会社法362条第4項第6号)

代表取締役の下にコンプライアンスの責任者を置く。

2. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制(会社法施行規則第100条第1項第4号)

企業理念、会社規程等の実践的運用と徹底を行う体制を構築し、代表取締役及び各業務担当取締役・執行役員に使用人に対するコンプライアンス教育・啓発を行わせる。

3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制(会社法施行規則第100条第1項第1号)

取締役は、その職務の執行に係る以下の文書その他の重要な情報を、社内規程に基づき、適切に保存しかつ管理する。

株主総会議事録と関連資料

取締役会議事録と関連資料

取締役が主催するその他の重要な会議の議事の経過の記録または指示事項と関連資料

取締役を決定者とする決定書類及び付属書類

その他取締役の職務の執行に関する重要な文書

4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制(会社法施行規則第100条第1項第2号)

当社取締役会は、企業価値を高め、企業活動の持続的発展を実現することを脅かすリスク(不確実性)に対処すべく、以下の事業の継続を確保するための体制を整備する。

地震、洪水、事故、火災等の災害により重大な損失を被るリスク

役員・使用人の不適正な業務執行により、生産・販売活動等に重大な支障を生じるリスク

基幹ITシステムが正常に機能しないことにより重大な被害を被るリスク

その他、取締役会が極めて重大と判断するリスク

5. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制(会社法施行規則第100条第1項第3号)

取締役会は、代表取締役及び他の業務担当取締役・執行役員等の職務分掌に基づき、代表取締役及び各業務担当取締役・執行役員に業務の執行を行わせる。

6. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制(会社法施行規則第100条第1項第5号)

当社はグループ会社全体の規程類の整備をはかり、代表取締役及び各業務担当取締役・執行役員はグループ会社が適切な内部統制システムの整備を行うよう指導する。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項(会社法施行規則第100条第3項第1号)

監査役の職務を補助すべき使用人として、必要に応じて監査役付を置く。

8. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項(会社法施行規則第100条第3項第2号)

前号の監査役付の独立性を確保するため、当該使用人の任命、異動等人事権に係る事項の決定には常勤監査役の事前の同意を得る。

9. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制(会社法施行規則第100条第3項第3号)

1) 代表取締役及び業務執行を担当する取締役は、取締役会等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況の報告を行う。

2) 代表取締役及び業務執行を担当する取締役は、以下に定める事項について、発見次第速やかに監査役に対し報告を行う。

会社の信用を大きく低下させたもの、またはその恐れのあるもの

会社の業績に大きく悪影響を与えたもの、またはその恐れのあるもの

会社規程への違反で重大なもの

その他上記 ~ に準じる事項

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制(会社法施行規則第100条第3項第4号)

1) 監査役の過半数は独立社外監査役とし、対外透明性を担保する。

2) 取締役は、監査役が必要と認められた場合に弁護士、会計士等の外部専門家との連携をはかれる環境を整備する。

参考資料「模式図」: 巻末「添付資料」をご覧ください。

V その他

1. 買収防衛に関する事項

該当事項はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

該当事項はありません。

【 参考資料：模式図 】

